

## 障害者委託訓練契約書

山梨県立就業支援センター（以下「甲」という。）は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別紙に定める職業訓練の実施及び就職支援の実施並びにこれに伴う次の業務を乙に委託する。

- (1) 受講者の出欠席の管理及び指導
- (2) 訓練実施状況の把握
- (3) 受講者の能力習得状況の把握及び報告
- (4) 災害発生時の連絡
- (5) 受講者の中途退校に係る事務処理
- (6) その他甲が必要と認める事項

なお、乙は、受講者の能力習得結果について、訓練期間終了後2週間以内に甲に報告するものとする。

第2条 乙は、甲から委託を受けた職業訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、乙が受託した訓練の一環として乙が開拓した企業において行う職場実習については、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きにより受託した訓練の一環として職場実習を行うときには、再委託した業務に伴う当該職場実習先企業（以下「再受託者」という。）の行為について、次のことに留意するとともに、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- (1) 訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- (2) 訓練で作業を行う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規定に準ずる取扱を行うこと。

また乙は、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再受託者と書面により約定したうえで、甲からの委託料のうちから当該職場実習に係る経費を再受託者に対して支払うことができるものとする。

3 乙は、第1項ただし書きにより受託した訓練の一環として職場実習を行ったときには、職場実習の実施状況について、受入事業所担当者及び受講者の確認を受けた書面により整理のうえ、当該書面を添付して甲に報告する。

第3条 乙は、障害者委託訓練の内容を変更しようとする場合又は障害者委託訓練を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、障害者委託訓練の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は、乙に対して第1条に定める業務に必要な経費として、別紙に定める委託

料を支払うものとする。

2 受講者が、公共職業安定所長の指示、訓練期間中における就職、自己都合、能力習得状況の確認の結果を踏まえた受講打ち切り等により中途退所等した場合の当該受講者に係る訓練実施経費の算定は、次によるものとする。

(1) 中途退所等までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割以上である場合は、別紙により定めた委託契約額とする。

(2) 中途退所等までに実施した訓練時間数が、総訓練時間数に対して8割に満たない場合は、別紙により定めた1人当たりの委託契約額を総訓練日数(計画日数)で除して委託日額(円未満切り捨て)を算定し、訓練開始日から中途退所日までに訓練を行った日数(遅刻、早退等があった日も含む。)を乗じることによって算出された額とする。

(3) 上記(1)及び(2)は、職業能力講座、集合訓練ごとに算定する。

3 乙は、障害者委託訓練終了後に委託料請求書を甲に提出するものとする。甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

第5条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ受講者の就職促進に努めることとする(就職支援の内容について、別紙のとおり。)

2 乙は、委託訓練実施機関に就職支援責任者を設置し、受講者に対して就職支援を行うものとする。

第6条 乙は、訓練終了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して3か月以内の就職状況について訓練受講者からの書面の提出により把握のうえ、別紙に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

2 乙は、別紙に定める計算方法に基づき算定した結果、就職支援経費を書面により甲に対して請求するものとする。なお、中途退所等が発生した場合であっても就職支援経費の減額は行わない。

3 甲は、前項に定める請求を受理した日から30日以内に就職支援経費を支払うものとする。

第7条 乙は、甲に対して第1条に定めるところにより障害者委託訓練の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第8条 乙は、障害者委託訓練の実施に際して知り得た訓練生の個人情報をみだりに他人に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第9条 乙は、委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

- 2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

第10条 乙は、受講者が障害者委託訓練受講中に災害を受けた時は、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第11条 甲は、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになったときは、乙に対し、委託料の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

- 2 第1項の際には、不正に係る処分を通知した日から5年以内の期間について定め、受託機会を与えないこととするほか、必要な措置を講ずるものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託料の支払いを停止し、支払った委託料の全部若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) この障害者委託訓練の実施に当たり関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等公序良俗に違反し、社会通念上、この障害者委託訓練を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

- (5) この障害者委託訓練を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 第1項、第2項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、障害者委託訓練の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第13条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条 甲は、第12条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第15条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第16条 乙は、この契約に関し、第12条に該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第18条 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第2項に定める契約保証金は、同規則第109条の2第7号の規定により免除する。

第19条 甲が約定の支払期限までに委託料を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延

利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による。

第20条 甲及び乙は、この業務の目的が達せられるよう信義を重んじ、誠実に契約を履行しなければならない。

第21条 この契約書に定めのない事項については、山梨県財務規則及び障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業実施要領の定めるところによるものとする。

- 2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

この契約成立の証として契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

別紙

1 訓練科目

2 訓練内容 パソコン操作の基本、文書の作成、表計算の基本操作、インターネット、電子メールの基本など

3 就職支援内容 職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介事業（許可を受けている場合）の実施、就職支援責任者の配置等

4 訓練目標

5 訓練期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
(総訓練日数 日) (総訓練時間 時間)

6 訓練人員 人  
障害種別 身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害者含む）・難病患者

7 委託料 円（うち消費税及び地方消費税額  
円）

(積算内訳)

(1) 訓練実施経費

訓練生1人当たり

円× ヶ月× 人× 1.1 = 円

(2) 職業能力講座

訓練生1人当たり

円× 日× 人 = 円

(3) 就職支援経費

就職支援経費は、就職状況に応じて就職者1人当たり2万円を支払うものとする。

就職支援経費の対象となる就職は、訓練終了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して3か月以内に雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）として内定を受けた者若しくは雇用された者又は雇用保険適用事業主となった者をいう

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における障害福祉サービス（就労継続支援事業A型等）により雇用される者でないこと。）。

なお、労働者派遣事業（有期雇用派遣）により派遣される場合は、対象期間内に派遣先で就業した者であること。

訓練生1人当たり 円× 人（見込み）× 1.1 = 円

## 8 訓練実施場所

## 9 訓練受講者の就職状況の把握及び報告

訓練終了日又は就職のための中退の日の翌日から起算して3か月以内の就職状況を把握し、訓練終了日又は中退の日の翌日から起算して100日以内に書面により報告を行うこと（就職のための中退に係る報告については、修了生に係る報告期日である訓練終了日の翌日から起算して100日以内の報告と併せて報告することでも差し支えない）

経過日 令和 年 月 日  
報告期日 令和 年 月 日

訓練受講中及び訓練修了後に就職状況の確認及び就職状況報告の依頼等を行っていたが、就職状況が追跡困難又は未回答となっている訓練修了者について、公共職業安定所の保有する情報により対象就職者であることの確認を希望する場合、乙が訓練生から回収した就職状況報告書の回収率が80%以上（訓練生が5人未満の場合は50%以上）の場合（受講生が1人のみの場合を除く）であり、かつ当該訓練修了者が公共職業安定所から訓練にあっせんされている場合に限り、甲を通じて職業訓練の受講あっせんを行った公共職業安定所（以下「受講あっせん安定所」という。）に照会することができる。

照会を希望する場合は、以下の期日までに、就職状況の暫定的な把握結果を甲に報告し、この際、乙は確認を希望する訓練修了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

また、公共職業安定所の確認結果に関する甲からの回答を踏まえ、最終的な就職状況の把握結果を以下の期日までに再報告すること。

（暫定報告期日） 令和 年 月 日  
（最終報告期日） 令和 年 月 日